

生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定医療機関 の指定申請に必要な書類（新規に指定申請を行う場合）

次の各1部を提出してください。

1. **申請書**・・・ ○「生活保護法・中国残留邦人等支援法指定医療機関指定・指定更新申請書」に必要事項を記入して提出してください。
○申請書の裏面の注意事項及び記載要領並びに別紙記入例をよくお読みになり記入してください。
2. **誓約書**・・・ ○「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書」
○指定を受けようとする医療機関の開設者が、指定の欠格事項に該当しないことを誓約する書面です。
○住所、氏名欄に、指定申請に係る開設者の住所及び氏名（法人の場合は法人代表者の肩書き及び氏名）を記入の上、提出してください。

※介護保険法による指定を受けている訪問看護事業所等について

3. **介護保険法の指定通知書の写し**
・・・ ○健康保険法による指定を受けている（介護保険法による指定を受けていない）訪問看護事業所以外の訪問看護事業所等については、上記1及び2の他に介護保険法の指定通知書の写しを提出してください。
○病院、診療所、薬局及び健康保険法による指定を受けている（介護保険法による指定を受けていない）訪問看護事業所については必要ありません。

【書類提出先及び問い合わせ先】

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階
長崎市中央総合事務所 生活福祉1課 医療係
TEL 095-829-1144